

外国人技能実習生入国後健康診断における腸内細菌検査業務委託
仕様書

1 件名

外国人技能実習生入国後健康診断における腸内細菌検査業務委託

2 履行期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間）

3 予定検体数

1回の入国につき約300名分 年間11回

4 検査項目

赤痢菌、サルモネラ菌

5 検査容器等納品・検体回収場所

アイム・ジャパン トレーニングセンター 1号館、2号館、3号館

1号館 埼玉県春日部市中央2-20-1

2号館 埼玉県春日部市中央2-21-10

3号館 埼玉県春日部市大畑7-3（予定）

- ① 当機構が指定する日（月1回）に各施設を訪問、検体回収および次月分の検査容器等を納品する。
- ② 検体の回収に係る費用は受託者の負担とする。
- ③ 検査対象数は当機構より毎月連絡をする。

6 検査日数

検体到着日から4日以内（検体到着日を除く）に検査結果を判明させること。

7 検査報告

- （1）業務完了後7日以内に、検査報告書を書面にて送付し報告すること。
- （2）検査で陽性が検出された場合、検査報告書の送付とは別に、早急に電話で報告すること。
- （3）検査結果の報告に係る費用は、受託者が負担すること。

8 契約方法

単価契約とする。

9 支払方法

月ごとに実績支払いを行う（月1回）。

10 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項、またはこの仕様書に疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者との協議のうえ決定するものとする。ただし、軽微な事項については、発注者の指示によるものとする。
- (2) 本業務の検査を行うものは、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条の規定による臨床検査技師の資格を有する者が行うこと。